

貝塚市学校給食配送等業務委託仕様書

1 業務の目的

この業務は、貝塚市立小学校における給食配送等の業務（以下「配送等業務」という。）を貝塚市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託することにより、衛生的かつ安全な給食を実施することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

貝塚市学校給食配送等業務

(2) 業務対象校

貝塚市立葛城小学校（貝塚市木積 2032）

貝塚市立永寿小学校（貝塚市三ツ松 2020）

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 業務実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

業務実施日は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに学校の長期休業日を除いた日とする。ただし、学校行事等により業務実施日を変更する場合、甲の指示に従い適切に対応すること。

3 業務内容

(1) 配送及び回収業務

貝塚市立葛城小学校（以下「葛城小学校」という。）で調理した給食及び食器類を貝塚市立永寿小学校（以下「永寿小学校」という。）まで配送し、かつ、給食終了後は使用済みの食缶、食器類を永寿小学校から葛城小学校まで配送するため、次に掲げる事項を行う。

- ① 別表 1 に示した規格及び数量のコンテナ等を用意すること。
- ② 午前 10 時 15 分までに、洗浄、消毒済の空のコンテナを葛城小学校給食室に配送すること。
- ③ 午前 11 時 25 分までに配送用の車両（以下「車両」という。）を葛城小学校に配置し、コンテナに入った給食の食缶や食器類を給食室から車両に積み込み、午前 11 時 45 分までに永寿小学校配膳室に配送すること。
- ④ 給食終了後、午後 1 時 30 分までに車両を永寿小学校に配置し、コンテナに入った食缶や食器類を配膳室から車両に積み込み、午後 1 時 50 分までに葛城小学校給食室に配送すること。葛城小学校で、コンテナ内の食缶、食器類を引き渡した後、配送に使用したコンテナを持ち帰り、洗浄、消毒を行うこと。

(2) 配膳業務

- ① 配膳員を永寿小学校に1名以上配置すること。
- ② 配膳員は、午前10時00分までに配膳室に入り、別紙の業務を行うこと。
- ③ 配膳員は、貝塚市内に居住するものの採用に努めること。

(3) 注意事項

- ① 小学校内での車両の運行は、児童の安全を確認のうえ、業務を行うこと。
- ② 貝塚市教育委員会及び各小学校の教育方針を十分理解し、良好なコミュニケーションの確保に努めること。
- ③ 3で定めた配送等の時間は、学校事情により前後する場合があるため、指示に従うこと。
- ④ 乙は、発生した全ての事故、故障等について、故意、過失の有無に関わらず生じた損失分を明確にし、甲に報告し、双方協議の上、措置を講ずること。

4 施設及び備品

配送等業務に必要な施設及び備品に関する甲、乙それぞれの経費の負担は、別表2のとおりとする。

5 車両

- ① 車両は、食缶、食器類を収納するコンテナ（間口42cm・奥行31cm・高さ29cm）35個程度が積載可能であり、コンテナを固定できる機能を有していること。
- ② 車両は、食品の運搬以外に使用しないこと。
- ③ 車両は乙が管理し、関係法令により定められた点検を確実に実施すること。故障等の突発的な不具合には、早急に修理または代替車両により配送業務に支障をきたさないようにすること。
- ④ 毎日の業務終了後、車両荷台内部の清掃及び消毒を実施し、内部に異物や損傷箇所等がないようにすること。

6 業務従事者

- ① 配送員は、自動車運転免許取得者を配置すること。
- ② 業務従事者に急遽欠勤等がある場合を想定し、代行員を予め準備しておくこと。
- ③ 業務従事者は、乙の責任と費用により、日常的な健康状態のチェックを行うとともに、年1回健康診断を受けること。また、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌(0157)に係る便の検査を毎月2回以上受け、検査の結果、陰性が認められた者が従事すること。なお、便の検査において異常があった場合、乙は速やかに甲に報告するとともに、該当する業務従事者を業務から外すこと。
- ④ ②で定めた代行員についても、上記③の基準を適用すること。
- ⑤ 業務従事者は、業務中清潔な専用の白衣、帽子、シューズ、マスク、手袋等を着用すること。

⑥ 業務従事者は、業務従事前に必ず手指を洗浄し、かつ、アルコール消毒を行うこと。

7 報告書等の提出

乙は、別表3の報告書を、提出期限内に甲に提出すること。

8 配送シミュレーション等の実施

令和6年4月の業務開始に備え、令和6年2月1日から令和6年3月20日までの間に、3(1)の業務を試験的に3日間実施する。日程は甲乙協議の上、決定することとし、実施後、甲乙で業務内容を検証、改善に努める。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

別表1 業務に必要な食缶・配送用コンテナ等の規格及び数量（予定）

品名	容量	個数	備考
ご飯用保温コンテナ	370×300×144mm 程度	5	蓋付
食器用コンテナ	412×313×183mm 程度	6	蓋付
お盆用コンテナ	412×313×183mm 程度	5	蓋付
食缶用コンテナ	412×310×290mm 程度	10	蓋付
ミニ食缶用コンテナ	412×313×98mm 程度	1	蓋付
構内用キャリア	※各コンテナに適合するもの	6	
ネスティングカートラック	※各コンテナに適合するもの	3	

別表2 経費の負担区分

	内容	甲	乙
1	配送員・配膳員の人件費		○
2	給食運搬車両及び、その管理費（燃料費、整備、車検等）		○
3	配送員・配膳員に関する衛生管理費 （検便、健康診断、衛生検査、研修）		○
4	学校附帯施設の設備、機器、保守管理費及び消耗品費	○	
5	食缶・食器類	○	
6	配送員・配膳員の被服		○
7	学校附帯施設の光熱水費	○	

別表3 報告書等一覧

報告書の種類	提出期限
健康診断結果報告書（検便結果を含む）	実施後速やかに
学校給食事故報告書	発生後直ちに
業務従事者の健康衛生チェック表	月末
配送日誌	月末
配膳日誌	月末

配 膳 業 務

1. 配膳室の清掃・消毒
2. 食缶・食器類・委託米飯・パン・牛乳・デザート等の衛生管理
3. 搬入された委託米飯・パン・牛乳・デザート等の数量確認・仕分け・配膳
4. 搬入された食缶・食器類の数量確認・配膳
5. 検食の準備及び配膳
6. 保存食の採取・保存
7. 返却された食缶等の回収、洗浄・配送員への受け渡し
8. 残食の廃棄処理（指定場所への運搬）
9. 牛乳かごの洗浄・消毒・保管
10. 受け渡し時における児童の安全確保
11. 学校、教育委員会との事務連絡等
12. その他、上記以外の定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。